

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年2月17日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【生コンクリート車からの燃料(軽油)漏えいについて】 1～4号機出入口ゲート付近で燃料の漏えい跡を確認。 燃料の漏えい源は、物揚場西側でコンクリート打設のため停車待機していた生コンクリート車の燃料フィルターからの漏れた燃料(軽油)と判明。 停車位置での漏えい範囲は、3m×1m×1mm。 当該車両のエンジンを停止することにより漏えいは停止。 原因は、燃料ろ過装置上部の強化プラスチック部の経年劣化によるものと判明。 漏えい箇所及び走行ルート上のにじみは、中和剤の散布及び吸着マットによる拭き取りを実施し、側溝への流入がないことを確認。 再発防止対策として、始業前点検時にろ過装置、継手、燃料ホースを追加し、アイドリング後に油漏れの有無を確認することとした。</p>	G II	2月7日
2	<p>【雑固体廃棄物焼却設備の自動倉庫管理機「外付ハードディスク異常」のエラーメッセージ表示について】 雑固体廃棄物焼却設備の自動倉庫管理機の設備点検終了に伴い電源復旧後、当該設備のパソコンを起動したところ、パソコン画面上に外付ハードディスクの異常を示すエラーメッセージを確認。 当該パソコンと外付ハードディスクの接続状態に異常がないことを確認したのち、パソコンの再起動を試みたがエラーメッセージはクリアせず。 今後、原因調査と対応を検討予定。</p>	G III	2月12日
3	<p>【モニタリングポストNo. 1連続ダストモニタ(B)系の停止について】 モニタリングポストNo. 1連続ダストモニタ(B)系の機器異常を示す警報が発生し、現場を確認したところ、当該ダストモニタが停止していることを確認。 原因は、モニタリングポスト用電源装置の取替工事に伴い、当該ダストモニタの電源が停止することから、電源供給元を構内配電線2号線に変更した。 この変更期間中に、構内配電線2号線が点検停止したため、当該ダストモニタが停止した。 当社担当者は、構内配電線2号線が停止することは認識していたが、構内配電線の停止により、当該ダストモニタが停止することを認識していなかった。 なお、連続ダストモニタは2系統あり、ダストモニタ(A)系で監視を継続し、問題のないことを確認。 今後、原因調査及び対策を実施予定。</p>	G III	2月10日
4	<p>【電子式線量計及びガラスバッジの一時不携帯について】 協力企業作業員は、入退域管理棟にて電子式線量計とガラスバッジを借用し、現場作業を実施。 作業終了後、企業厚生棟にて着替えをした際、電子式線量計とガラスバッジをつけた首ひもを棚にかけたが着替え完了時に再び電子式線量計とガラスバッジを着用することを失念し、入退域管理棟に向かった。 退域手続き前で不携帯に気がついた。 再発防止対策として、元請企業社員及び作業員に対し、放射線防護について再教育を実施。 今後、元請企業にて原因の深掘りと対策を検討予定。</p>	G III	2月13日
5	<p>【4号機原子炉建屋西側道路における車両の接触について】 当社社員がパトロール中に車両の向きを切り返した際、車両の後部を作業用バリケードに接触させた。 2名で現場に向かったが、1名が別の操作のため車両を離れた際に、当事者が単独で車両の切り返しを実施し、接触が発生。 接触による車両及び作業用バリケードに損傷は無く、けが人、油の漏えいも発生なし。 今後、再発防止対策を検討予定。</p>	G III	2月13日